公　募　公　告

掲示 第１７９号

下記のとおり公告に付する。

記

１．公募に付する事項

（１）　件　　名　神戸税関本関外１２施設内における飲料自動販売機（本関は軽食用販売機器等含む）の設置及び管理運営業務

（２）　募集者数　複数者（ただし、１者が全ての施設の決定業者となることを妨げない。）

２．設置場所

別紙のとおり

３．設置台数

別紙のとおり

４．設置方法及び条件

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置するものとする。

設置条件等については、下記７に示す場所において公募参加予定者へ個別に説明する。

５．使用許可期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日

なお、必要に応じて５年を超えない期間で更新することができる。

６．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（３）　国税及び地方税の未納がない者であること。

（４）　良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。

（５）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（６）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（７）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（８）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（９）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（１０）　暴力団又は暴力団員及び（６）～（９）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

（１１）　下記７の説明を受けない者は、公募に参加できないものとする。

７．設置条件等個別説明

（１）日　時　令和５年１０月２４日（火）～令和５年１１月９日（木）（土、日、祝日及び行政機関の休日を除く）
　　０８：３０～１２：１５、１３：００～１７：１５の随時（事前に下記担当者へ希望日時を連絡すること）

（２）場　所　兵庫県神戸市中央区新港町 12-1 神戸税関本関８階　総務部会計課事務室

（３）連絡先　神戸税関総務部会計課国有財産係（担当者：前田、小澤）　電話　０７８－３３３－３０５９

８．公募参加申込

（１）方　法　公募に参加を希望する者は、個別説明時に配付する応募申込書を持参又は郵送して申込みを行うこと。
　　なお、郵送による場合は、書留など受付確認の可能な方法により提出期限必着とする。

（２）日　時　令和５年１１月１０日（金）１７時１５分まで

（３）場　所　上記７に同じ

（４）連絡先　上記７に同じ

９．企画提案書等の提出

令和５年１１月１５日（水）１７時１５分までに、上記７の連絡先へ持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は、書留など受付確認の可能な方法により提出期限内必着とする。

なお、提出された企画提案書等は審査終了後も返却は行わない。

10．企画提案書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上公告する。

令和５年１０月２４日

神戸税関長　　升平　弘美

別紙

	設　置　施　設	所　　在　　地	設置台数
1	神戸税関本関	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	※6台
2	ポートアイランド出張所	兵庫県神戸市中央区港島中町2-1	2台
	神戸税関ポートアイランドコンテナ検査センター	兵庫県神戸市中央区港島9-11	1台
3	六甲アイランド出張所	兵庫県神戸市東灘区向洋町西1	2台
	神戸税関六甲アイランドコンテナ検査センター	兵庫県神戸市東灘区向洋町東4-15-4	1台
4	姫路港湾合同庁舎	兵庫県姫路市飾磨区須加294-1	1台
	東播磨港湾合同庁舎	兵庫県加古川市別府町港町14-2	1台
5	神戸税関境税関支署	鳥取県境港市昭和町11-18	1台
6	玉野港湾合同庁舎	岡山県玉野市宇野1-8-1	1台
7	水島コンテナ検査センター	岡山県倉敷市乙島字新湊8262-1	1台
8	福山港湾合同庁舎	広島県福山市東手城町2-18-3	1台
9	呉港湾合同庁舎	広島県呉市宝町9-25	1台
１０	小松島みなと合同庁舎	徳島県小松島市小松島町字外開1-11	1台

なお、２「ポートアイランド出張所」と「神戸税関ポートアイランドコンテナ検査センター」、３「六甲アイランド出張所」と「神戸税関六甲アイランドコンテナ検査センター」、４「姫路港湾合同庁舎」と「東播磨港湾合同庁舎」はそれぞれ２施設合わせて１つの募集とする。

※神戸税関本関については１階～４階、６階に飲料自動販売機を各１台設置することとし、８階は一室（１９．１０㎡）を公募の対象とし、台数については設置可能なだけ設置してもよいこととするが、飲料自動販売機と軽食用販売機器等を少なくとも各１台は設置することとする。